

**令和7年度ありあけフェスタ企画・運営業務委託
【公募仕様書】**

1 目的

本業務は、以下に示す業務を実施することにより、熊本県及び関係市町と連携し、県境地域のPRを実施することを目的とする。

2 業務名

令和7年度ありあけフェスタ企画・運営業務

3 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 イベントの概要

(1) 開催日時

令和8年3月28日(土) 10:00～16:00

(2) 開催場所

おおむたアリーナ 多目的ホール

(3) 構成

- ①本事業の中心となる4市2町（福岡県：大牟田市、柳川市、みやま市、熊本県：荒尾市、南関町、長洲町）による、市町対抗eスポーツ大会の実施
- ②来場者向けのオープン参加型eスポーツ大会の実施
- ③eスポーツ初心者でも楽しめる体験ブースの設置
- ④eスポーツを通じてデジタル教育を実施するブースの設置
- ⑤eスポーツを活用した高齢者の健康増進ブースの設置

5 業務の内容

(1)「令和7年度ありあけフェスタ」の開催業務

① 市町対抗eスポーツ大会の実施

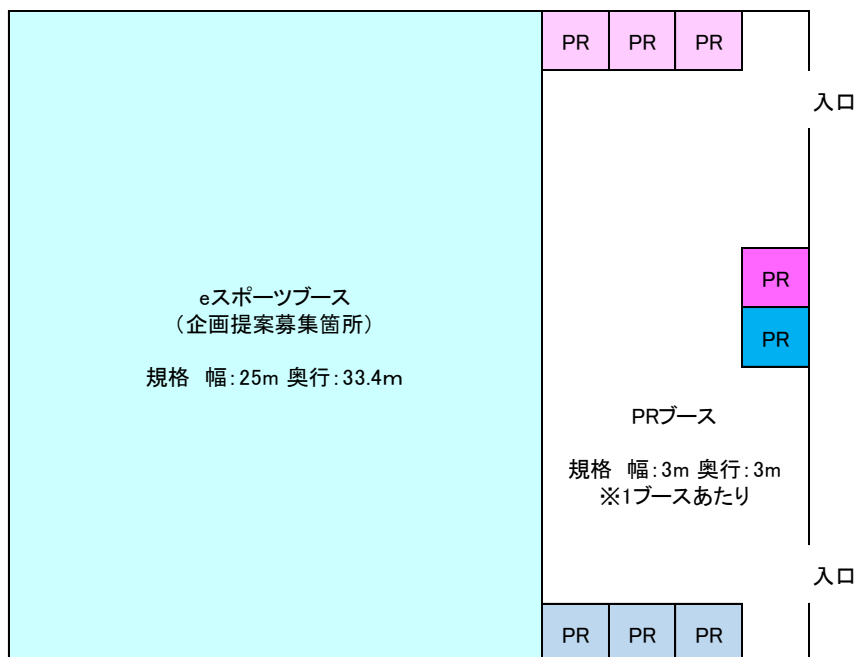
- ・比較的操作が容易なeスポーツを選定し、年齢・障がいの有無に関わらず誰もが参加できるイベントを実施すること。
- ・イベントを盛り上げるために、試合実況者等を司会者として招聘すること。

② 来場者向けのオープン参加型eスポーツ大会の実施

- ・比較的操作が容易なeスポーツを選定し、年齢・障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できるイベントを実施すること。

- ・複数人が一度に参加できる e スポーツを選定すること。
 - ・著名な配信者等をゲストとして招聘する等、イベントの集客を図ること。
 - ・イベントを盛り上げるために、試合実況者等を司会者として招聘すること。
- ③ e スポーツ初心者でも楽しめる体験ブースの設置
- ・比較的操作が容易な e スポーツを選定し、年齢・障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加できるブースを設置すること。
- ④ e スポーツを通じてデジタル教育を実施するブースの設置
- ・参加者に対するデジタル教育の周知を目的としたブースを設置すること。
 - ・企画内容の詳細は、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と協議の上、決定すること。
- ⑤ e スポーツを活用した高齢者の健康増進ブースの設置
- ・高齢者向けの介護予防やフレイル予防に資する体験型ブースを設置すること。
 - ・企画内容の詳細は、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と協議の上、決定すること。
- ⑥ 会場レイアウト等
- ・同会場内に、福岡県、熊本県及び関係市町の PR ブースを設置するため、PR ブースを考慮した上で、上記①～⑤のレイアウトを提案すること。企画・運営委託箇所は下記のとおり。
- ※PR ブース内のレイアウトは後日変更になる可能性あり。

多目的ホール規格 幅:37.5m 奥行:33.4m 有効高さ:9.9m



- ・ イベントを盛り上げるために、会場のレイアウト、装飾、演出等を企画し、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と協議の上、最終的な会場レイアウト等の内容を決定すること。

⑦ 独自提案事項

- ・ 業務を実施するにあたり、提案者が「5 業務内容（1）①～⑤」以外の事柄で、本イベントを盛り上げるために効果的と考えられる事柄があれば提案すること。また、独自提案であることが分かるよう、企画提案書にその旨を記載すること。

⑧ その他

- ・ 来場者からの参加費・入場料は徴収しないこと。
- ・ 対戦大会を開催する際は、不正が行われないよう、必要な措置を講じること。
- ・ 福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と協議の上、最終的なイベントの内容を決定すること。

（2）広報活動

① 情報・素材提供等

- ・ 福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課が報道機関等へ告知を行う際に、情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。

② 広報周知

- ・ Web サイトや Instagram 等の SNS 情報発信やチラシの配布等を通じて、広くイベントの周知をすること。

（3）事業実施上の注意

① 事業運営業務

- ・ イベント内容に応じて必要となる諸手続きや、イベント実施において必要な人員の確保、関係事業者との調整、精算などイベント運営に係る一切の業務を行うこと。
- ・ イベント来場者に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめて、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課に報告すること。アンケートの内容は、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と協議の上、決定すること。

② 契約の締結

- ・ 事業内容は改めて福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課の指示により仕様書の内容の追加変更を行うことがある。

③ 事業の履行

- ・ 受託者は、事業の履行にあたり、福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課の指示に従うとともに、密に連絡調整及び協議をし、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

④ 秘密の保持

- ・ 受託者は、本事業を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

⑤ 個人情報の保護

- ・ 受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成１６年１２月２７日福岡県条例第５７号）を遵守しなければならない。

⑥ 再委託の禁止

- ・ 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課に協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

⑦ その他

- ・ 本委託事業に関する詳細な仕様及び本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。